

令和4年度 西都市新型コロナウイルス感染症対策 店舗改修工事助成事業補助金

この事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を乗り越えるため、積極的に収束後の事業展開に取り組む事業者に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための環境整備と認められる店舗の改修工事に係る経費の一部を支援する制度です。

対象となる要件

- ① 市内で商工業を営む者であり、工事後も店舗において営業を継続すること。
- ② 市税の滞納がないこと。
- ③ 交付決定日以前に着工していないこと。着工前の申請のみ受付を行います。
- ④ 市内に本社もしくは本店のある法人または市内に住所を有する個人が施工者であること。
- ⑤ 対象工事費が、20万円以上であること。
- ⑥ 対象工事が令和5年1月31日までに完了し、実績報告書が提出できること。
- ⑦ 補助対象者と店舗の所有者が異なる場合には、次に掲げる要件の全てを満たしていること。
 - ・ 店舗の所有者から当該工事の内容について承諾を得ていること。
 - ・ 店舗の所有者に市税の滞納がないこと。
- ⑧ 同一の経費について、重複して他の公的制度で補助等を受けていないこと。

補助額

対象工事に要する経費の2／3に相当する金額(上限100万円、消費税を除く)を助成します。

※精算払い、1回限り

補助対象となる工事

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための環境整備と認められる店舗の改修工事が対象です。

※店舗・・・市内の営業に供される施設

☐ パーテーション設置工事
☐ 換気設備(換気扇、開閉窓、網戸等)の整備又は改修に係る工事
☐ 手洗い場の設置又は改修に係る工事
☐ トイレの設置又は改修に係る工事
☐ 自動ドアの設置
☐ 空気清浄機能付きエアコンの設置
☐ テイクアウト、ドライブスルー等による営業に対応するための工事

申込方法

事前に西都市役所商工観光課にご相談ください。(TEL 0983-43-3421)

申込時に準備するもの

必 要 書 類	備 考
① 店舗改修支援事業補助金交付申請書	様式第1号
② 店舗改修支援事業計画書	添付書類1
③ 店舗改修支援事業収支予算書	添付書類2
④ 市税完納証明書	
⑤ 工事見積書	
⑥ 着工前の現況写真(店舗の外観および工事施工予定箇所はすべて)	
⑦ 家屋登記事項証明書もしくは固定資産税課税台帳の写し	
⑧ 間取り図(平面図)	
⑨ 店舗の所有者の同意書(補助対象者と店舗の所有者が異なる場合)	
⑩ 店舗の賃貸借契約書の写し(補助対象者と店舗の所有者が異なる場合)	
⑪ 店舗の所有者の市税完納証明書(補助対象者と店舗の所有者が異なる場合)	

※ 修正テープ等での修正は不可です。

※ 申請書類や対象工事の確認等で時間がかかる場合があります。

遅くとも着工14日前までには提出してください。

※ 予算額に達し次第、申請受付終了となります。

申請書様式やその他詳しい条件等は西都市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.saito.lg.jp/> にアクセスもしくは「西都市役所」で検索

→ 産業・事業者 → 商工業者の方へ よりご覧いただけます。

問合せ先 西都市役所 商工観光課 産業振興係
〒 881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地
TEL 0983-43-3421 FAX 0983-43-2067